

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年12月19日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 関 田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2025-0175 号	さいたま市桜区大字栄和字堤外宿田地飛地2129番1
第 0300-2025-0176 号	さいたま市桜区大字栄和字堤外宿田地飛地2130番1
第 0300-2025-0203 号	さいたま市桜区大字西堀（元鈴谷分）字高沼1001番2
第 0300-2025-0204 号	さいたま市桜区大字西堀（元鈴谷分）字高沼1003番2
第 0300-2025-0205 号	さいたま市桜区大字西堀（元鈴谷分）字高沼1004番2